

# 食品衛生法 営業許可指令書

岐阜県指令 西保 第 1 号の 53232745

住所 愛知県名古屋市中川区四女子町3丁目72

氏名 株式会社大垣ビバレッジ

代表者 勝原 正

平成25年7月21日 付で申請のあった営業については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）

第52条第1項の規定により、次のとおり許可します。

平成25年8月1日

岐阜県西濃保健所長 加納 美緒



- 営業の種類 清涼飲料水製造業
- 営業所所在地 大垣市上石津町乙坂143
- 営業所の名称 株式会社大垣ビバレッジ  
屋号又は商号
- 有効期間 平成25年8月1日 から 平成31年5月31日 まで
- 許可を受けた後半年以上特別な理由がなくて営業を開始しない場合、又は半年以上特別な理由がなくて休業した場合には、許可を取り消すことがある。
- 毎年1回使用水の検査を受けること。
- 使用水は塩素滅菌すること。

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 岐阜県知事 に対して審査請求をすることができる。